

日本語ひろばに参加する人を募集

【申し込み・問い合わせ】政策企画課 TEL0299-90-1120



内容

日本語を練習しませんか。ボランティアが、やさしく楽しくサポートします。詳しくは市ホームページをご覧ください。

参加できる人

- 日本語が母語ではない18歳以上の人で、
- 神栖市に住んでいる人
- 神栖市の会社で働いている人
- 神栖市の学校に通っている人

費用

テキスト代

場所・日時

次の日時から1つを選んでください。

| 場所 | 日時 |
|---------------|---------------------|
| 平泉コミュニティセンター | 毎週日曜日 午前10時～11時30分 |
| 大野原コミュニティセンター | 毎週火曜日 午後1時15分～2時45分 |
| | 毎週火曜日 午後7時15分～8時45分 |
| うずもコミュニティセンター | 毎週日曜日 午前10時～11時30分 |
| 若松公民館 | 毎週火曜日 午後7時～8時30分 |
| | 毎週水曜日 午後7時～8時30分 |
| はさき生涯学習センター | 毎週日曜日 午前10時～11時30分 |

※4月から始めます

※申し込み人がたくさんいるときは、希望する場所に参加できないこともあります



申込方法

次の2つからを選んでください。

- スマホやパソコンからいばらき電子申請・届出サービスで申し込む
 - 政策企画課に電話する
- ※申し込みは、4月以降も受け付けます

高齢者肺炎球菌予防接種使用ワクチンの変更

保健予防課 TEL0299-92-0141

国の方針により、4月1日以降の高齢者肺炎球菌定期接種の使用ワクチンが23価から、より高い効果が期待できる20価のワクチンへの変更が予定されています。

変更となった場合、お手元に予診票が届いている対象の方も、**4月1日以降に接種する場合は自己負担額が増額となる見込みです。**

現在使用している23価ワクチンの接種を希望する方は、3月31日(火)までの接種を検討してください。

対象＝すでに高齢者肺炎球菌予防接種の予診票があり、次の項目にあてはまる未接種の方

- 65歳の神栖市民(66歳の誕生日前日までが対象)
 - 60～65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能のいずれかの、身体障害者手帳1級の認定を受けている
- ※対象の方には予診票を郵送しています。接種には、市が発行した予診票が必要です。予診票がない方はお問い合わせください

※66歳になった後の接種では、助成を受けることができません

※生活保護受給者で定期接種対象者は、全額公費負担となります

助成額＝3,000円(生涯1回のみ。ただし、接種費用が3,000円を下回る場合はその額)



市役所の手続きや予約がオンラインで!



24時間、スマホやパソコンから手続きができる便利なオンラインサービスを紹介しします。ぜひご利用ください。

行政経営課 TEL0299-90-1176

オンライン手続き

いつでもどこでも簡単に手続き!

- 転出届 ● 水道/公共下水道使用開始・中止申し込み
- 講座・イベントなどの参加申し込み
- 保育施設などの利用申し込み
- 図書貸し出し予約 ● 児童手当の手続き
- がん検診・総合健診・住民健診申し込み

その他のメニューがたくさん!
神栖市オンライン手続きポータルサイト▶



オンライン窓口予約サービス

来庁日時を予約し、待ち時間を短縮。

- マイナンバーカードの受け取り
- 母子健康手帳の交付
- 夜間納税相談



オンライン手続きガイド

簡単な質問に答えて、必要な手続きや書類を確認。

- 引っ越し(転入・転出・転居)
- 結婚・離婚



2026年度

納税カレンダー

納税課 TEL0299-90-1122

| 税目など 納期限 | 固定資産税 | 市県民税 | 軽自動車税 | 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 | 介護保険料 |
|-------------|-------|------|-------|-----------------------|-------|
| 4月30日(木) | | | | | 第1期 |
| 6月1日(月) | 第1期 | | 全期 | | |
| 6月30日(火) | | 第1期 | | | 第2期 |
| 7月31日(金) | 第2期 | | | 第1期 | |
| 8月31日(月) | | | | 第2期 | 第3期 |
| 9月30日(水) | | 第2期 | | 第3期 | |
| 11月2日(月) | 第3期 | | | 第4期 | 第4期 |
| 11月30日(月) | | 第3期 | | 第5期 | |
| 12月25日(金) | 第4期 | | | 第6期 | 第5期 |
| 2月1日(月) | | 第4期 | | 第7期 | |
| 3月1日(月) | | | | 第8期 | 第6期 |

納付方法＝次の場所・方法で納付することができます

市役所本庁舎・波崎総合支所・各出張所、市内金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局(関東各都県および山梨県)、全国のコンビニエンスストア(一部を除く)、スマホアプリ納付、地方税お支払サイト(eLマークの記載された納付書が必要)

簡単 確実 便利 な口座振替がおすすめ!

申込方法＝金融機関、ゆうちょ銀行に通帳と届出印を持参し、口座振替依頼書を提出

